

# やすらぎだより

8  
月  
号

陽気で緑にあふれた生活 それがやすらぎ園です

施設長コラムバックナンバーホームページ掲載しています。

コラム第182号

## 「無罪判決から考える」

業務執行理事 植田 誠



7月28日、東京高裁が下した判決は1審を覆す逆転無罪。‘ドーナツ裁判’と題した名が翌日の朝刊各紙の1面を賑わしたが、その反響に私は先ず驚いた。判決内容に対して一様に好意的な批評であることは予想できるが、1審と比較し全紙ほぼトップを飾るとは正直意外である。

「不審死」にて捜査対象となり、業務上過失致死で起訴された看護職員。4年後の昨年3月、罰金20万円の有罪判決という1審の判決内容。無罪を勝ち取る会に共感し、署名活動した44万人の中の一人である私は、機会あるごとにこの事件を声にしてきたが、先月29日の反響は予想を超える大きさだったと思う。

特養という身近な福祉の現場、看護職員を守る医療関係者、そして介護事故、何より逆転無罪という今回の事実。様々な要因と背景が重なったこの裁判は、介護の方向性を定めるかもしれない程の影響をもたらしたと言えよう。

チームケアによって成り立つ施設には、悲しいかな介護事故は無くなってはいない。それは最大の予防と配慮をしつつも、生活の場としての個人の尊重と個々の満足に向き合う日常だからである。安全第一と一人一人の生活のニーズ、永遠の葛藤が全ての特養には存在する。

そこに、スタッフ一人を犯罪者にして良いのか。予期せぬ介護事故を犯罪として裁くことが適正なのか。私が最も違和感を抱いた焦点はそこだ。事故には責任が問われる、又、起こってかまわない事故など無い。命を預かる施設は、事故をなくす工夫と努力を惜しむことは許されない。

無罪判決という結果に安堵するだけではなく、今一度立ち止まり、この7年間の経過を振り返りながら介護の在り方を考えるべきであろう。そのことが、亡くなられた当時85歳のご利用者の死に報える一つの道だと言える。

このご時世、面会一つをとっても全施設同じではない。安全を優先しながらも、成し得られる各々の方法をどこも模索している。正解のないそんな日常の在り方を、この裁判は教えてくれている。



### 社会福祉法人やすらぎ会 実施事業

- 特別養護老人ホーム やすらぎ園
- 在宅サービス事業所
- 居宅介護支援事業所
- 訪問介護事業
- 訪問入浴介護事業
- 短期入所生活介護事業
- 在宅介護支援センター
- 天理市東部地域包括支援センター
- ケアハウス やすらぎ
- 介護予防関連事業
- グループホーム むつみあい
- 住まいの生活支援事業
- グループホームなごみ筒井